平成２４年（フ）第６１号
鳥取県鳥取市鹿野町寺内125番地１
破産者　有限会社鷲峰建設
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１３号
広島市安芸区矢野東１丁目１番31号
破産者　有限会社占部商会
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５号
山口県宇部市西中町５番43号
破産者　株式会社弘中木工
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４７９号
東京都立川市一番町２丁目13番地41号
破産者　株式会社サーロジック
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８０号
長野県上田市真田町傍陽9716、住民票上の住所東京都小金井市緑町４丁目18番20号マロン・ヴローニュ202
破産者　村田　研治
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８１号
東京都八王子市並木町７番３―407号
破産者　森本　芳治
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８２号
東京都八王子市並木町７番３―407号
破産者　森本　範子
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１７号
東京都青梅市河辺町８―２―５―305室、住民票上の住所東京都青梅市和田町２丁目162番地の11
破産者　井上　茂雄
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９２１号
東京都東大和市立野４丁目667番地１
破産者　有限会社ホワイトファームプロモーション
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９２２号
東京都東大和市中央２丁目1101番地の49
破産者　石戸　辰也
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３２号
東京都西東京市北町５丁目11番23号
破産者　有限会社住宅綜合サービス
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３３号
東京都西東京市中町３丁目12番20号ウエストハウス103号
破産者　今村　昌夫
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３４号
東京都西東京市中町３丁目12番20号ウエストハウス103号
破産者　今村　マサ
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８６７号
神奈川県小田原市鴨宮235番地
破産者　株式会社江陽
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７０号
神奈川県秦野市平沢1309番地１号
破産者　小宮建設株式会社
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３１号
神奈川県小田原市千代1066番地の６
破産者　有限会社水越土建
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７５号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子402番１
破産者　株式会社ワコーコーポレーション
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８５号
岐阜県本巣市上真桑2258番地74
破産者　有限会社ガレージ・エム
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７号
岐阜市加納朝日町３丁目５番地１
破産者　株式会社正栄技工
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１６８号
岐阜市領下６丁目29番地３、住民票上の住所岐阜市金町１丁目21番地
破産者　児玉　治**邦**
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２７６号
岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻220番地の26
破産者　有限会社フラッツ
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３０８号
静岡県榛原郡吉田町住吉3266番地の３
破産者　高橋精型株式会社
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部